（連鎖販売契約の解除の妨害後の書面の交付）

第三十一条の三　法第四十条第一項の規定により交付する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　略］

三　法第四十条第一項後段、第二項及び第三項の規定に関する事項

四　連鎖販売契約の解除があつた場合において、当該連鎖販売契約に係る商品若しくは権利の代金若しくは役務の対価の支払又は取引料の提供が行われているときは、連鎖販売業を行う者は、連鎖販売加入者に対し、速やかに、その全額を返還すること。

五～七　［略］

２　［略］

３　書面に記載するに際し、第一項第二号から第四号までに掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

４　［略］

５　統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、法第四十条第一項の書面を連鎖販売加入者に交付した際には、直ちに連鎖販売加入者が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号から第四号までに掲げる内容について連鎖販売加入者に告げなければならない。

（特定継続的役務提供における禁止行為）

第三十九条　法第四十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　［略］

二　若年者、高齢者その他の者の判断力の不足に乗じ、特定継続的役務提供等契約を締結させること。

［三～七　略］

（法第五十四条の四第一項第二号の主務省令で定める場合）

第四十二条の五　法第五十四条の四第一項第二号の主務省令で定める場合は次のいずれかの場合とする。

一　［略］

二　電磁的方法により送信しようとする電磁的記録の一部に広告を掲載することを条件として利用者に電磁的方法の使用に係る役務を提供する者（業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者（法第五十四条の四第一項本文の業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者をいう。）が当該役務を提供する者である場合を含む。）による当該役務の提供に際して、業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告がなされる場合（利用者を誘引し、又は強制し、当該役務を利用して電磁的記録を送信させることにより、当該役務の提供に際して広告をするときを除く。）

第四十四条　法第五十五条第二項第五号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　［略］

二　当該業務提供誘引販売契約の締結を担当した者の氏名

［三～六　略］

（連鎖販売契約の解除の妨害後の書面の交付）

第三十一条の三　法第四十条第一項の規定により交付する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　同上］

三　法第四十条第二項及び第三項の規定に関する事項

［号を加える。］

四～六　［同上］

２　［同上］

３　書面に記載するに際し、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

４　［同上］

５　統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、法第四十条第一項の書面を連鎖販売加入者に交付した際には、直ちに連鎖販売加入者が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について連鎖販売加入者に告げなければならない。

（特定継続的役務提供における禁止行為）

第三十九条　法第四十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　［同上］

二　老人その他の者の判断力の不足に乗じ、特定継続的役務提供等契約を締結させること。

［三～七　同上］

（第五十四条の四第一項第二号の主務省令で定める場合）

第四十二条の五　法第五十四条の四第一項第二号の主務省令で定める場合は次のいずれかの場合とする。

一　［同上］

二　電磁的方法により送信しようとする電磁的記録の一部に広告を掲載することを条件として利用者に電磁的方法の使用に係る役務を提供する者（業務提供誘引取引電子メール広告受託事業者（法第五十四条の四第一項本文の業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者をいう。）が当該役務を提供する者である場合を含む。）による当該役務の提供に際して、業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告がなされる場合（利用者を誘引し、又は強制し、当該役務を利用して電磁的記録を送信させることにより、当該役務の提供に際して広告をするときを除く。）

第四十四条　法第五十五条第二項第五号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　［同上］

二　当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結を担当した者の氏名

［三～六　同上］